平成24年5月11日

各　位

会　　社　　名　株式会社　佐 賀 銀 行
代　表　者　名　取締役頭取 松 尾 靖 彦
（コード番号　８３９５　東証第一部、福証）
問　合　せ　先　取締役総合企画部長　坂 井 秀 明
（TEL　0952－25－4555）

役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストック・オプションの導入に関するお知らせ

佐賀銀行（頭取：松尾靖彦）は、本日開催の取締役会において、役員報酬の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの導入を、平成24年6月28日開催予定の第83期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．目的

経営改革の一環として役員報酬制度を見直し、役員の業績向上と企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識をより高めるため、株式報酬型ストック・オプションを導入いたします。

２．内容

（１）役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を平成24年6月28日開催予定の第83期定時株主総会をもって廃止し、当該定時株主総会後も引き続き在任する取締役および監査役に対し、在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこと、ならびに当該定時株主総会の時をもって退任する取締役および監査役に対し、退職慰労金を贈呈する旨の議案を当該定時株主総会に諮ることといたします。

なお、打ち切り支給の時期は各人の退任後といたします。

（２）株式報酬型ストック・オプションの導入

当行の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストック・オプション（権利行使価格が１円の新株予約権）制度を導入します。この株式報酬型ストック・オプションは役員退職慰労金制度に代わる仕組みとして、当行取締役に対して割り当てます。

なお、監査役については、株式報酬型ストック・オプション制度の対象といたしません。

この制度の内容は別紙のとおりです。

以　　上

〈 別 紙 〉

当行取締役に対して発行するストック・オプションの内容

①新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

新株予約権の個数は、４，０００個を１年間の上限とします。目的となる株式の種類および数は当行の普通株式４００，０００株を1年間の上限とします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は(以下「付与株式数」）は１００株とします。なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当行は必要と認められる調整等を行うことがあります。

②新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払い込み金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払い込み金額の払い込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとします。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

④新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日から３０年以内とします。ただし、行使の期間の最終日が当行の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

⑤権利行使の主な条件

新株予約権者は当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の権利行使の条件については当行取締役会において決定するものとします。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については相続による場合を除き原則として認めません。

⑦その他の新株予約権の内容等

上記の詳細並びにその他の新株予約権の内容につきましては、当行取締役会において決定するものとします。

以　上